

## **[事案 2019-158] 介護一時金支払等請求**

・令和2年7月29日 裁定終了

### **<事案の概要>**

約款所定の要介護状態に該当しないことを理由に支払対象外とされたことを不服として、介護一時金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成16年7月に契約した利率変動型積立終身保険の介護保障特約にもとづき、介護一時金の支払いおよび保険料の払込免除を求めたところ、約款所定の要介護状態に該当しないとして介護一時金は支払われず、保険料の払込免除も認められなかった。しかし、医師作成の介護診断書には、「歩行」が一部介助、「衣服の着脱」、「入浴」、「排泄」が全部介助の状態に継続して180日あると診断されているので、介護一時金および遅延損害金を支払って、保険料の払込免除を適用してほしい。

### **<保険会社の主張>**

介護診断書の内容について医療機関に確認した結果、担当医師は、申立人の自宅での生活状態を見ていないため介助の状態が分からないにもかかわらず、診断書の日常生活動作の介助レベル欄を、申立人の要望にもとづいて受付担当者が記入し、何も確認せずに医師が押印していたことが判明した。したがって、申立人が約款所定の要介護状態にあったとは認められず、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、治療の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、約款所定の要介護状態が継続して180日あったと医師が診断したとまで認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。